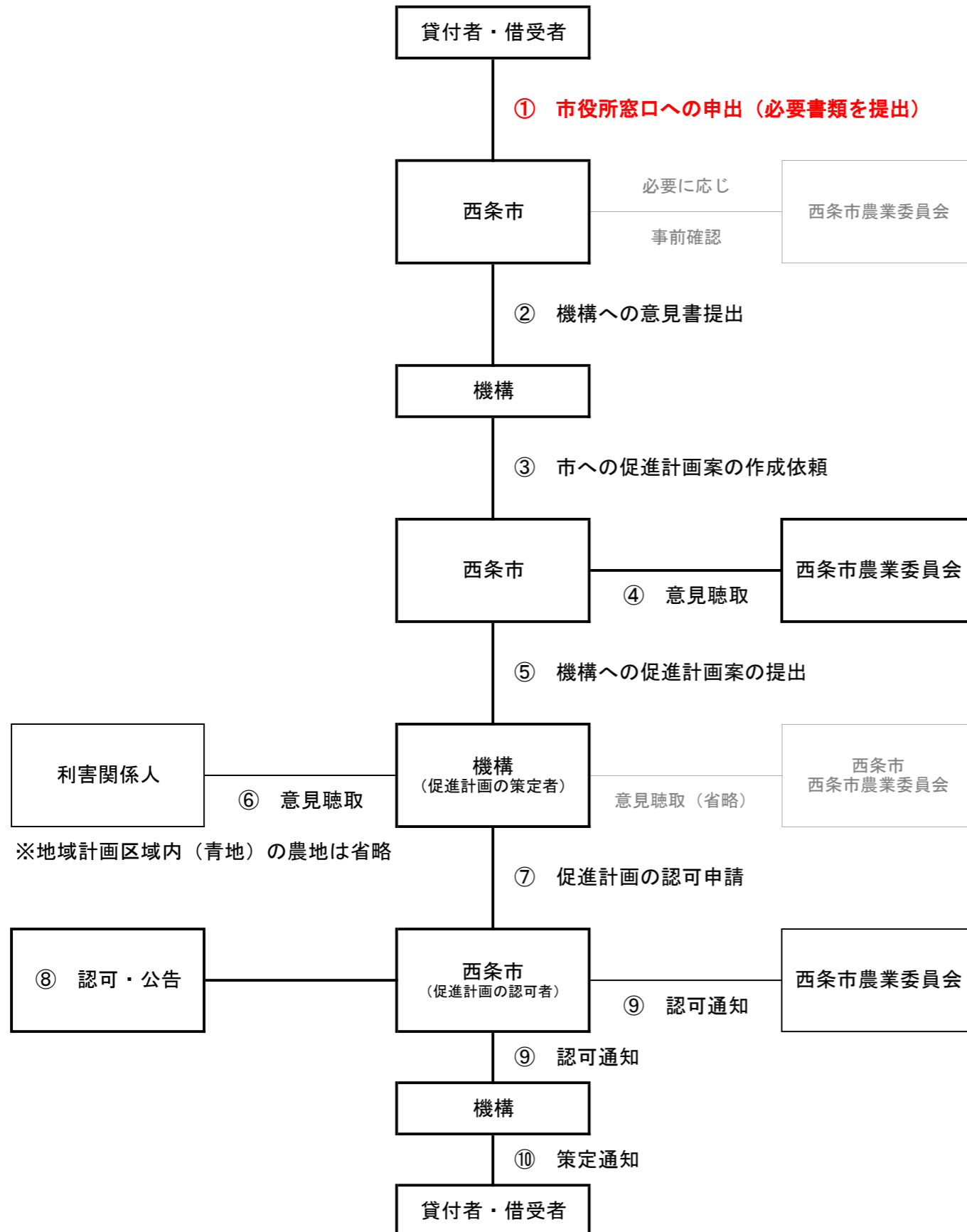


農地中間管理事業における農地貸借の事務処理の流れ



事務処理の内容	想定所要日数
<p>①市役所窓口への申出（必要書類を提出）、②機構への意見書提出、③市への促進計画案の作成依頼</p> <p>貸付者と借受者との、賃借料や貸借期間（始期、終期）などを話し合っ て決め、必要書類に記入・押印後、市役所担当窓口（市庁舎本館3階の農水振 興課または西部支所2階の農林振興課農林振興係）に提出してください。</p> <p><必要書類> 申出書、農業経営の状況等（様式—10の別添） 物納の場合：物納による賃料等譲渡合意書、物納による賃料等譲渡承諾書 共有名義等の場合：委任状 未相続の場合：委任状、相続人代表者届出書、法定相続人が分かる相関図 農地の一部に権利設定する場合：該当部分を特定することのできる図面</p> <p>上記の書類提出を受け、市が機構に対し問題がないか意見書を提出し、問 題がなければ機構から市に対し促進計画案の作成を依頼します。</p> <p>市が申出書の内容を基に促進計画案を作成（清書）し、市農業委員会総会 の申請書受付締切日までに、その内容を貸付者と借受者の両者に確認・押印 していただきます。ただし、貸付者と借受者の両者が申出書において、促進 計画の確認を省略することに同意し、その計画を承認する場合は、権利設定 の当事者の意向が明確であるものとして、促進計画の押印を省略すること ができます。</p>	<p>1～30日間</p> <p>市農業委員会総会 の申請書受付締切 日（原則総会前月 15日）までに必要 書類を提出の上、 促進計画案の内容 確認・押印を完了 してください。</p> <p>※受付締切日は、 休日等の関係で前 後する場合があります。</p>
④市農業委員会への意見聴取	20日間
⑤機構への促進計画案の作成・提出	4日間
⑥利害関係人への意見聴取、⑦市への促進計画の認可申請	50日間
⑧認可・公告、⑨認可通知	10日間
⑩貸付者・借受者への策定通知	14日間